

別 紙

答申第132号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 29 年 5 月 22 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成 29 年 1 月 11 日及び 12 日に浜田市道 451 号線における実勢速度調査に用いた JMA-240A レーダー式車両速度測定装置に係る調査当日の点検結果を示すもののうち、下記以外の項目に関する情報
  1. レーダー送信周波数の正常状態欄の周波数及び結果欄の周波数
  2. 入力周波数欄、理論値及び当該出力欄」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成 29 年 6 月 9 日付けで、公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成 29 年 6 月 15 日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 29 年 7 月 20 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

本件決定の取り消し、公開を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 「作成していないため」という理由では、島根県行政手続条例第 8 条に定める「理由の提示」の要件を満たすものではないため。

イ 島根県情報公開条例解釈運用基準第 11 条は、公開請求に係る公文書を管理していないときは公開しない旨の決定をとするとしてはいるものの、その際は、同条第 3 項において、「書面にその理由を付記しなければならない」のであり、「どのような理由で公開請求に係る公文書を管理していないかを具体的に理由を記載した通知書によって、公開請求者に通知することを実施機関に義務づけたものである。」とされている。

実施機関が主張するところの「その理由の付記としては『作成していないため』で必要にして十分」とすることを認めた記載はなく、実施機関独自の解釈、運用に過ぎない。

ウ なぜ、実勢速度調査に用いた車両速度測定機器が正常に作動していることを点検した結果が記録として作成されていないのか到底納得のいくものではない。

エ 実勢速度の調査は、交通規制基準において、規制速度の決定には、実勢速度

の調査結果を踏まえることを要件としている。つまり、実勢速度の調査は、道路交通法第 111 条の 1 の規定に基づき、公安委員会が、道路における交通の規制の適正を図るため、必要な調査として警察官に命じたものである。

したがって、島根県公文書等の管理に関する条例第 6 条に規定するところに基づき、実勢速度の調査に当たった警察官は、同条例第 1 条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう調査記録文書を作成しなければならない。

なお、同条は、「処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」としているが、実勢速度の調査は、その調査結果次第で、移動の自由を制限する内容を含むものであることから、ここにいう軽微なものには該当しないことは明白である。

オ 実施機関の「正確性を担保・・・するまでの必要性がない」とする主張は、その調査結果次第では、「合理的な規制速度」の実現という本来の目的を欠いた調査をしていたことを認めるものであり、適切な行政調査の実施とはいえず、行政機関の意思決定を適法ならしめるための要件が欠けることになる結果、意思決定に瑕疵をもたらすことになる。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び補足説明資料による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 島根県情報公開条例解釈運用基準第 11 条において、請求に係る公文書を管理していないときにおいても、「公文書の全部を公開しない」決定を行い、その理由付記として「どのような理由で公文書を管理していないのか」を記載した通知書により公開請求者に通知することを義務づけているところ、対象公文書が作成されていないことを理由に管理していない場合においては、その理由付記としては「作成していないため」で必要にして十分である。

(2) 実勢速度調査当日の機器の点検は実施していない。

交通量調査を目的とする場合の測定結果には、点検により機器の正確性を担保して速度超過違反として検挙の対象とするまでの必要性がないため。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

##### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 29 年 1 月 11 日及び 12 日に市道浜田 451 号線の実勢速度調査を行った際に用いた JMA-240A レーダー式車両速度測定装置の調査

当日の点検結果を示すもののうち、レーダー送信周波数の正常状態欄の周波数及び結果欄の周波数、入力周波数欄、理論値及び当該出力欄以外の項目に関する情報である。

(3) 本件対象公文書の不存在について

ア 実施機関は上記4(2)のとおり、本件実勢速度調査において、調査当日の機器の点検は実施していないと主張している。この点について、当審査会から実施機関に補足説明を求めたところ、以下のとおりであった。

レーダースピードメーターは、速度取締りに使用する機器であることから、その精度及び正確性を維持するため、「最高速度違反取締り要領について」に基づき、6か月ごとにメーカーによる定期検査を受検しているほか、速度取締りの前後には、取扱説明書に基づく点検を行い、異常がないことを使用の都度確認している。

一方で、レーダースピードメーターは、交通調査用の測定機器としての機能も有しているが、交通調査を目的として導入した機器ではなく、実勢速度調査において機器の点検を定めた規定はない。

また、「最高速度規制の点検・見直しの更なる推進について」（平成26年5月29日付け島交規甲第882号本部長通達）等に基づき実施する実勢速度調査は、取締りではないことから、機器の点検に関する具体的な指示は行っていない。

なお、本件調査は、松江地方裁判所平成〇年（行〇）第〇号事件において、「市道浜田451号線の道路状況、沿道状況等全般」を立証するために行ったものであり、市道浜田451号線における歩行者交通量及び自動車実勢速度を調査した結果を記載した、平成〇年〇月〇日付け道路状況等報告書は同事件の証拠として提出されている。

イ 上記のことから、当該実勢速度調査にあたって、調査当日の機器の点検は行っていないとする実施機関の説明に特段不自然・不合理な点はなく、実施機関の説明を覆すに足る事実も認められない。

したがって、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

(4) 理由付記について

審査請求人は「作成していないため」という理由では、島根県行政手続条例第8条に定める「理由の提示」の要件を満たすものではない旨を主張している。

当審査会として、公文書の不存在を理由とする非公開決定の際の理由付記について、単に公文書が存在しないという事実だけでは足りず、公開請求に係る公文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄されたのか等、公開請求に係る公文書が存在しないことの要因についても記載することが求められ、最小限、上記程度の類型的な理由を付記する必要があると判断している。（令和2年3月4日付け当審査会答申第123号）

本件決定についてみると、対象となる公文書が存在しない根拠として、「作成していないため」という最小限の類型的な理由が付記されていることから、条例第11条第3項に定める理由付記の要件を満たさないとまではいえない。

よって、実施機関が非公開決定通知書に記載した本件決定の理由付記について、不備があるとまでは認められない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

諮問第152号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成29年7月20日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年5月14日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年6月11日	審査請求人から意見書を受理
令和元年9月24日 (審査会第1回目)	審議(第2部会)
令和元年10月16日	審査請求人から意見書を受理
令和元年10月21日 (審査会第2回目)	審議(第2部会)
令和2年5月18日	審査請求人から意見書を受理
令和2年6月18日 (審査会第3回目)	審議(第2部会)
令和2年7月16日 (審査会第4回目)	審議(第2部会)
令和2年7月30日 (審査会第5回目)	審議
令和2年8月31日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会